

墨田区男女共同参画推進プラン 進捗状況報告書（案）

【令和 7 年度実施事業】

（抄）

令和 8 年度
墨 田 区

◆第 1 章◆

「墨田区男女共同参画推進プラン（第 6 次）」 (抄)

- 1 概要
- 2 基本理念
- 3 基本目標
- 4 計画の体系
- 5 評価のしかた

5 評価のしかた

(1) 評価方法

墨田区男女共同参画推進プラン（第6次：令和6年度～10年度）は、「基本理念」に基づく「基本目標」、それを実現するための「施策の方向」、具体的な「課題」、その方策としての「事業」により体系化されています。

「課題」の解決に向けて、各所管課が「事業」ごとに実施報告・自己評価を行います。これに基づき「施策の方向」及び「プラン全体」について、墨田区男女共同参画推進委員会が第三者評価を行います。

(2) 所管課の評価（本書 第2章 P.9～）

「事業」について、所管課が当年度計画と前年度実施状況等を報告します。各事業の「男女共同参画の視点でめざす効果」【表1】を明らかにし、「男女共同参画の視点に基づいた目標」やそれらをふまえた前年度実施状況の自己評価を【表2】のとおり行いました。

【表1 男女共同参画の視点でめざす効果】

ア	家庭や地域において男女共同参画意識が高まる
イ	性別等にかかわらず、個人がその個性・能力に応じた選択ができる
ウ	性別等にかかわらず、人権が尊重される
エ	あらゆる暴力を防止することが期待できる
オ	生涯を通じた健康支援が期待できる
カ	あらゆる分野に性別等にかかわらず参画することができる
キ	仕事と育児・介護の両立支援のための環境を整えることにより、性別等にかかわらず、仕事と生活の調和を図ることができる
ク	地域の安心・安全な生活の確保に向けて男女共同参画の視点の導入を推進する
ケ	男女共同参画推進体制の整備・充実を図ることができる

【表2 評価】

s	計画どおり実施し、男女共同参画の視点においても予定を上回る効果を発揮した
a	計画どおり実施し、男女共同参画の視点においても予定した効果を発揮した
b	男女共同参画の視点において課題が残る
c	計画通りには実施できなかった

※ 特に、「男女共同参画の視点」から効果を評価することを徹底しました。

(3) 墨田区男女共同参画推進委員会による評価（本書 第4章 P.61～）

(2)の所管課評価をもとに、墨田区男女共同参画推進委員会が「基本目標に対する効果」を「施策の方向」ごとに【表3】のとおり評価し、それをふまえて「課題」の総合的な評価を行い、さらにプラン全体の総括評価をしました。

【表3 基本目標に対する効果の度合い】

基本目標に対して 効果が	大きかった	S
	あった	A
	少しあった	B
	なかった	C

◆第2章◆

「プラン進捗状況及び所管課評価」 (抄)

凡例

【男女共同参画の視点でめざす効果】

	内容	表 記
ア	家庭や地域において男女共同参画意識が高まる	家庭・地域における男女共同参画意識の高揚
イ	性別等にかかわらず、個人がその個性・能力に応じた選択が期待できる	性別等にかかわらず個性・能力に応じた選択
ウ	性別等にかかわらず、人権が尊重される	性別等にかかわらず人権の尊重
エ	あらゆる暴力を防止することが期待できる	あらゆる暴力の防止
オ	生涯を通じた健康支援が期待できる	生涯を通じた健康支援
カ	あらゆる分野に性別等にかかわらず参画することができる	あらゆる分野における男女共同参画の推進
キ	仕事と育児・介護の両立支援のための環境を整えることにより、性別等にかかわらず、仕事と生活の調和を図ることができる	性別等にかかわらず仕事と生活の調和
ク	地域の安心・安全な生活の確保に向けて男女共同参画の視点の導入を推進する	男女共同の視点による安心安全な生活
ケ	男女共同参画推進体制の整備・充実を図ることができる	男女共同参画推進体制の整備充実

【評価】

s	計画どおり実施し、男女共同参画の視点においても予定を上回る効果を発揮した
a	計画どおり実施し、男女共同参画の視点においても予定した効果を発揮した
b	男女共同参画の視点において課題が残る
c	計画どおりには実施できなかった

評価の内訳

基本理念	基本目標	施策の方向	課題		全体事業数	所管課数	うち今回評価事業	評価数	評価内訳				
									s	a	b	c	-
すみだの男女共同参画社会の実現	認め合い 支え合い ともに創るまち すみだ		1 人権と多様性が尊重されるまち すみだ		45	48	22	24	2	22	0	0	0
			(1) 男女共同参画意識を高めます		19	21	8	10	2	8	0	0	0
			① 固定的な性別役割分担意識の解消（事業番号1～9*）		9	11	4	6	2	4			
			② 家庭・学校・地域における男女平等教育・学習の充実（事業番号10～19*）		10	10	4	4		4			
			(2) 多様な性を理解し、人権を尊重する社会づくりを進めます		18	19	9	9	0	9	0	0	0
			① 人権尊重意識の啓発と適切な情報発信（事業番号20～29*）		10	10	4	4		4			
			② 多様な性の理解促進（事業番号30～32）		3	3	3	3		3			
			③ 性的マイノリティへの支援（事業番号33～37*）		5	6	2	2		2			
			(3) 男女共同参画の視点で地域力を高めます		8	8	5	5	0	5	0	0	0
			① 地域における男女共同参画の推進（事業番号38～42）		5	5	3	3		3			
			② 防災・防犯における男女共同参画の推進（事業番号43～45）		3	3	2	2		2			
			2 性別等にかかわらず誰もが輝き、ともに活躍できるまち すみだ		43	44	16	16	0	15	1	0	0
			(1) ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）を推進します【女性活躍推進計画】		24	24	10	10	0	9	1	0	0
			① 誰もが共に担う子育てへの支援（事業番号47～58*）		12	12	5	5		5			
			② 誰もが共に担う介護（介助）への支援（事業番号59～65*）		7	7	3	3		3			
			③ ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進（事業番号66～70*）		5	5	2	2		1	1		
			(2) 性別等にかかわらず誰もがいきいきと働けるよう支援します【女性活躍推進計画】		16	17	5	5	0	5	0	0	0
			① 働く場での女性の活躍推進（事業番号71～81*）		11	12	3	3		3			
			② 就業における男女共同参画の推進（事業番号82*～86）		5	5	2	2		2			
			(3) 意思決定過程への女性の参画を進めます【女性活躍推進計画】		3	3	1	1	0	1	0	0	0
			① 意思決定過程への女性の参画促進（事業番号87～89*）		3	3	1	1		1			
			3 あらゆる暴力を許さず、心と身体が健やかに過ごせるまち すみだ		58	61	20	21	2	18	1	0	0
			(1) あらゆる暴力の根絶のための施策を進めます【DV防止基本計画】		23	25	9	10	2	8	0	0	0
			① 配偶者等からの暴力（DV）の防止・早期発見・被害者支援（事業番号90～100*）		11	13	5	6	2	4			
			② 男女共同参画社会を阻害するあらゆる暴力の根絶（事業番号101～112*）		12	12	4	4		4			
			(2) 心と身体を尊重する社会づくりを進めます		10	11	6	6	0	6	0	0	0
			① 生涯を通じた健康支援（事業番号113～122）		10	11	6	6		6			
			(3) 誰もが安心して暮らせる環境の整備を進めます		25	25	5	5	0	4	1	0	0
			① 経済的な困難を抱える人への支援（事業番号123*～132*）		10	10	2	2		2			
			② 高齢、障害、国籍等による多様な困難を抱える人が安全・安心に暮らせる環境づくり（事業番号133*～147*）		15	15	3	3		2	1		
			4 区、区民、事業者等が力を合わせ、互いに連携して課題に取り組むまち すみだ		7	7	0	0	0	0	0	0	0
			(1) 計画の推進体制を充実します		7	7	0	0	0	0	0	0	0
			① 男女共同参画推進体制の充実・強化（事業番号148*～152*）		5	5	0	0					
			② すみだ共生社会推進センターの機能充実・活動強化（事業番号153*）		1	1	0	0					
			③ 民間団体、企業への情報提供と啓発（事業番号154*）		1	1	0	0					
								153	160	58	61	4	55

※ 今回の報告から4段階の評価をSABCからs a b cに変更しています。

基本目標 2 性別等にかかわらず誰もが輝き、 ともに活躍できるまち すみだ

施策の方向(2) 性別等にかかわらず誰もがいきいきと働けるよう支援します

【女性活躍推進計画】

課題 働く場での女性の活躍推進

管理・監督者への女性登用促進

71	女性職員へ管理職選考等の受験促進				
めざす効果	イ	性別等にかかわらず個性・能力に応じた選択			
	力	あらゆる分野における男女共同参画の推進			
内容	管理職である女性職員の割合が、目標の22%程度となるよう女性職員に管理職選考等を受験するよう促します。				
所管課	職員課				
事業計画	「女性の就業生活における活躍に関する法律」に基づき、女性だけでなく誰もが働きやすい環境整備を目指しつつ、「職員育成基本方針」を踏まえたキャリアアップを進める研修等を実施するとともに、各所属で昇任試験の受験勧奨を行う。				
男女共同参画の視点に基づいた目標	概要	職員一人一人が性別にかかわらず能力を十分に発揮し、長期的に活躍できる視点を育む。	数値目標	年間一回以上	
評価	a	実施状況	女性の管理・監督職の割合や男性職員の育休取得率についての数値目標を掲げた「墨田区女性の活躍推進のための特定事業主行動計画」に基づき、経験年数等の節目においてキャリアアップを促進する研修を実施した。 (目標値) 管理職における女性職員の占める割合22%程度 男性職員の育児休業取得率85%程度 (参考) 管理職における女性職員の占める割合 約14.3%(令和7年度) 男性職員の育児休業取得率 80.6%(令和7年度)		
			女性職員だけでなく、男性職員も含め、職員向けにキャリアアップを進めるための研修等を実施するとともに、所属長を通じて昇任試験の受験勧奨を行った。 ・キャリアアップ研修(3回、128人)(令和7年度) ・昇任選考 管理職受験者21人(うち女性1人)(令和7年度)		
			平成30年度の行政系人事制度の改正により、総括係長職昇任及び係長職昇任については「選考」から「能力実証」に変更になった。 令和3年度に改訂した「職員育成基本方針」に基づき、管理監督者の立場で活躍する女性職員の育成やワーク・ライフ・バランスを意識した職場づくりについて取り組んでいる。		
		男女共同参画の視点で工夫したこと	昇任選考前に事前説明会を行い、職員に対し広く周知を図った。		
	評価理由	管理職における女性職員の占める割合が増加した。			
次年度計画	「女性の就業生活における活躍に関する法律」に基づき、女性だけでなく誰もが働きやすい環境整備を目指しつつ、「職員育成基本方針」を踏まえたキャリアアップを進める研修等を実施するとともに、各所属で昇任試験の受験勧奨を行う。				

72	キャリアアップ研修の実施				
めざす効果	イ	性別等にかかわらず個性・能力に応じた選択			
	カ	あらゆる分野における男女共同参画の推進			
内容	キャリア形成や昇任へのチャレンジ意欲の喚起のため、キャリアアップ研修を実施します。				
所管課	職員課				
事業計画	年間一回以上実施予定				
男女共同参画の視点に基づいた目標	概要	職員一人一人が性別にかかわらず能力を十分に発揮し、長期的に活躍できる視点を育む。	数値目標	年間一回以上	
評価	a	実施状況	・キャリアアップ研修（3回、128人（うち女性77人））		
		男女共同参画の視点で工夫したこと	多様な立場の職員が参加しやすいような内容および進行を意識した。誰もが発言しやすい雰囲気づくりを重視した。		
		評価理由	性別にかかわらず幅広い層の職員が参加しており、結果的には多様な意見交換が行われた点は、男女共同参画の観点からも意義のある取組になったと考えられる。		
次年度計画	年間一回以上実施予定				

仕事と家庭の両立に資する保育の実施

74	保育サービス相談（保育コンシェルジュ）事業の実施				
めざす効果		キ	性別等にかかわらない仕事と生活の調和		
内容		保育コンシェルジュ事業を実施し、それぞれの家庭に適した保育サービスを案内します。			
所管課		子ども施設課（令和7年度まで子育て支援課）			
事業計画		相談室「おひさまルーム」又はオンラインでの個別相談を実施する。			
男女共同参画の視点に基づいた目標		概要	多様化している家庭に関する相談に的確に対応し、相談内容に応じたサービスを案内する。	数値目標	満足度（「満足」と「やや満足」をあわせた数値）：80%
評価	a	実施状況	保育サービス相談件数：2,077件（前年度1,762件）		
		男女共同参画の視点で工夫したこと	相談者の性別、年齢などを含む個人情報に留意し、相談に応じた。		
		評価理由	子育て家庭や妊婦が教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業を円滑に利用できるように、対面、オンライン、電話による個別の保育サービス相談を受け、情報提供、助言等必要な支援を行った。		
次年度計画		相談室「おひさまルーム」又はオンラインでの個別相談を実施する。			

91	D V 予防啓発、相談事業の実施					
めざす効果		エ	あらゆる暴力の防止			
内容		夫婦関係、暴力に関する悩みや女性が抱える様々な悩みを解決するため、専門の相談窓口を設け、問題解決のサポート体制を充実します。				
所管課		すみだ人権同和・男女共同参画事務所（すみだ共生社会推進センター）				
事業計画		当該相談事業の周知を行う。 令和7年7月より「すみだ男性の悩み相談」を開始。				
男女共同参画の視点に基づいた目標		概要	意識啓発や情報の周知に加え、被害者支援に関する強化	数値目標	【女性のためのカウンセリング＆DV相談】 月・火・水・金曜日、第2・第4土曜日10時～16時 第1・第3木曜日 15時～20時 【すみだ男性悩み相談】 毎月第2木曜日 15時～20時	
評価	a	実施状況	【女性のためのカウンセリング＆D V相談】 相談件数1,047件（うちD V相談123件） 延べ552人 【すみだ男性悩み相談】 相談件数16件 ・相談対応日数を前年度同様に維持し、実施した。 ・相談は無料で実施しており、必要に応じて関係各機関とも連携し、問題解決へのサポートを行った。 ・区ホームページ、SNS等において、相談窓口の紹介を行った。 ・情報誌「すみなか」において、相談窓口の紹介を行った。			
		男女共同参画の視点で工夫したこと	あらゆる暴力を防止することが期待できる事業内容としている。 男性特有の悩みに対して支援できるよう事業を拡大した。			
		評価理由	相談内容の複雑化・深刻化が懸念されるが、相談者が自力で問題解決し、自立へ向かうきっかけとして機能した。			
次年度計画		機会をとらえて、さらに当該相談事業の周知を行う。 すみだ男性悩み相談は事業拡充して相談日を月2回にして実施予定。				

第3章

墨田区男女共同参画状況

- 1 政策方針決定への女性の参画状況
- 2 審議会等における女性委員任用状況

1 政策方針決定への女性の参画状況

(1) 議会

(令和8年4月1日現在)

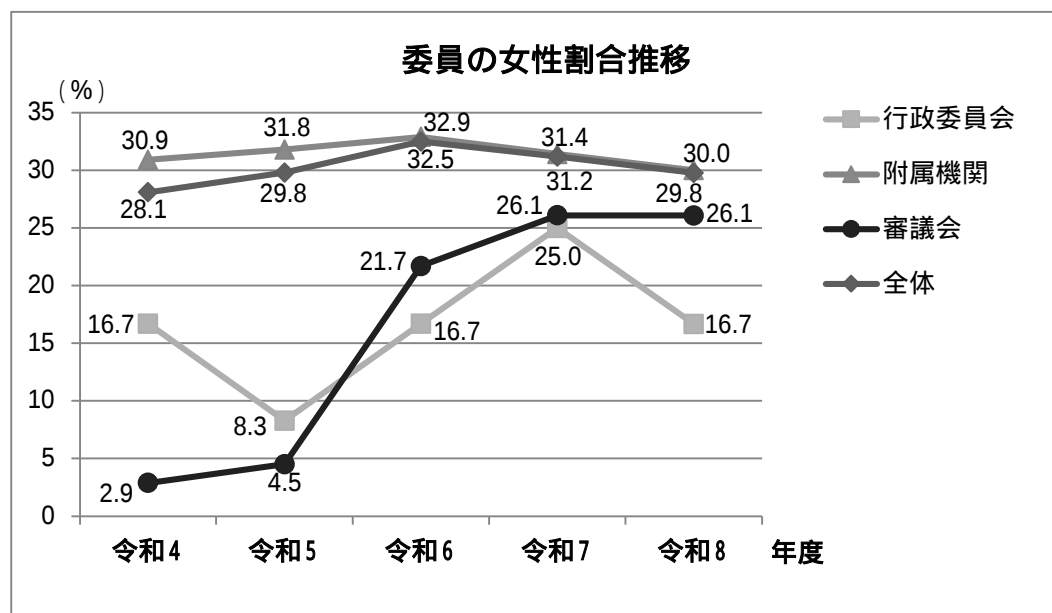
	総議員数	女性議員数	女性議員の割合
議員数	30	11	36.7%

(2) 委員会等

(令和8年4月1日現在)

	全委員会等数	女性委員を含む委員会等数	女性委員を含む委員会等の割合	全委員数	女性委員数	女性委員の割合
行政委員会	3	2	66.7%	12	2	16.7%
附属機関	54	51	94.4%	963	289	30.0%
審議会等	4	3	75.0%	23	6	26.1%
合計	61	56	91.8%	998	297	29.8%

区職員のみ、充て職のみで構成する委員会を除く。



(3)職員

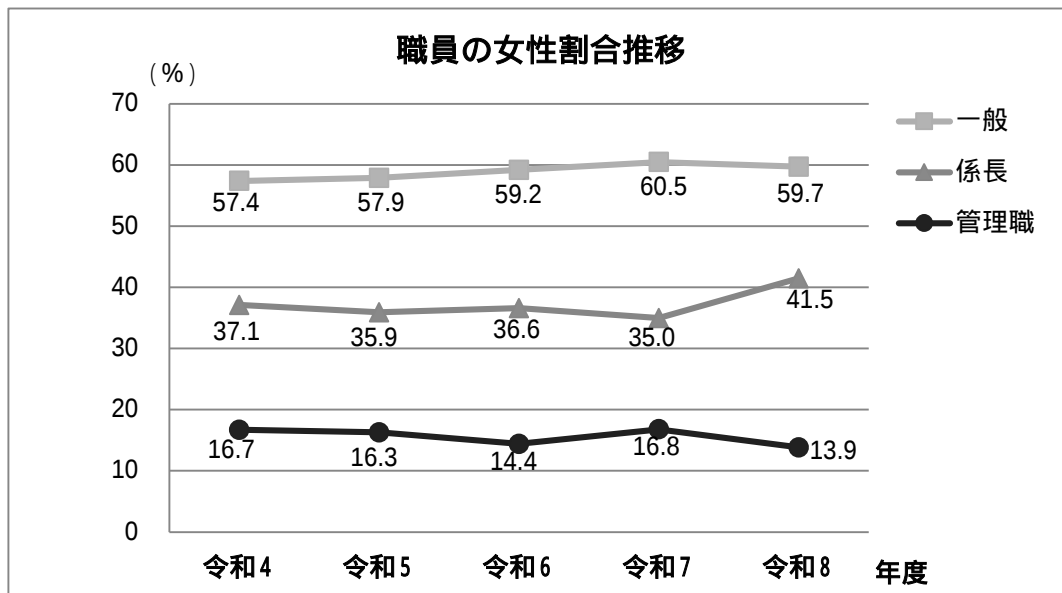
(令和8年4月1日現在)

		事務系	福祉系	一般技術系	医療技術系	技能系	教育関係	全職員数
管理職	全 体	73	3	20	2		3	101
	女 性	8	1	1	1		3	14
	女性の割合	11.0%	33.3%	5.0%	50.0%	-	100.0%	13.9%
係長職	全 体	321	107	74	21	27	2	552
	女 性	106	91	8	17	5	2	229
	女性の割合	33.0%	85.0%	10.8%	81.0%	18.5%	100.0%	41.5%
一般職	全 体	789	277	94	56	90	12	1,318
	女 性	420	262	30	55	8	12	787
	女性の割合	53.2%	94.6%	31.9%	98.2%	8.9%	100.0%	59.7%
合 計	全 体	1,183	387	188	79	117	17	1,971
	女 性	534	354	39	73	13	17	1,030
	女性の割合	45.1%	91.5%	20.7%	92.4%	11.1%	100.0%	52.3%

フルタイム再任用48名を含む。

幼稚園職員については、園長は管理職、副園長は係長職、主任教諭及び教諭は一般職に計上した。

統括技能長・技能長・担当技能長は、係長職(技能系)に計上した。



2 審議会等における女性委員任用状況

■ 令和8年4月1日現在

	今 年	前 年
審議会等の女性委員の割合（区職員のみ、充て職のみで構成するものを除く）	29.8 %	31.2 %
審議会等の数（区職員のみ、充て職のみで構成するものを除く）	61 機関	61 機関
令和8年4月1日現在の女性委員の割合が30%に達しているもの	25 機関	27 機関
の中で女性委員の割合が40%に達しているもの	2 機関	6 機関
の中で女性委員の割合が50%に達しているもの	10 機関	12 機関
令和8年4月1日現在の女性委員の割合が30%に達していないもの	36 機関	34 機関

■ 前年との比較

基 準 日	委員会数	女性を含む 委員会数	割合
平成24年4月1日現在	57	48	84.2%
平成25年4月1日現在	64	52	81.3%
平成26年4月1日現在	65	47	72.3%
平成27年4月1日現在	64	53	82.8%
平成28年4月1日現在	63	55	87.3%
平成29年4月1日現在	63	53	84.1%
平成30年4月1日現在	58	49	84.5%
平成31年4月1日現在	65	55	84.6%
令和2年4月1日現在	64	49	76.6%
令和3年4月1日現在	66	54	81.8%
令和4年4月1日現在	66	54	81.8%
令和5年4月1日現在	63	54	85.7%
令和6年4月1日現在	66	61	92.4%
令和7年4月1日現在	61	56	91.8%
令和8年4月1日現在	61	56	91.8%

平成23年度より、区職員のみで構成する審議会等を除く。
令和6年度より、充て職のみで構成する審議会を除く。

審議会等の女性委員の割合調査結果

墨田区（令和8年4月1日現在）

行政委員会 地方自治法第180条の5に基づく委員会

	名 称	根 拠 法	担当課	委員 総数	女性 委員数	10%未満の場合の 理由	女性 割合
1	教育委員会	地方教育行政の組織及び運営に関する法律	庶務課	4	1		25.0%
2	選挙管理委員会	地方自治法	選挙管理委員会事務局	4	1		25.0%
3	監査委員	地方自治法	監査委員事務局	4	0		0.0%
行政委員会 地方自治法第180条の5に基づく委員会				12	2		16.7%

附属機関 地方自治法第202条の3（第138条の4）に基づく審議会等

	名 称	根 拠 法	担当課	委員 総数	女性 委員数	10%未満の場合の 理由	女性 割合
1	墨田区区民行政評価委員会	墨田区区民行政委員会に関する要綱	行政経営担当	0	0	令和8年度の開催予定なしのため	-
2	墨田区行財政改革推進会議	墨田区行財政改革推進会議設置に関する要綱	行政経営担当	0	0	基準日において、令和8年度委員の委嘱を行っていないため	-
3	墨田区指定管理者選定委員会	墨田区指定管理者選定委員会に関する要綱	行政経営担当	21	3		14.3%
4	墨田区基本構想審議会	墨田区基本構想の策定等に関する条例	政策担当	0	0	基準日において、令和8年度委員の委嘱を行っていないため。	-
5	墨田区特別職給料等及び政務活動費審議会	墨田区特別職給料等及び政務活動費審議会条例	総務課	10	1		10.0%
6	墨田区情報公開制度及び個人情報保護制度運営審議会	墨田区情報公開制度及び個人情報保護制度運営審議会条例	総務課	5	1		20.0%
7	墨田区行政不服審査会	墨田区行政不服審査会条例	総務課	5	1		20.0%
8	墨田区入札等外部審査委員会	墨田区入札等外部審査委員会の組織及び運営に関する要綱	契約課	3	1		33.3%
9	墨田区公契約審議会	墨田区公契約条例	契約課	7	1		14.3%
10	墨田区男女共同参画推進委員会	墨田区女性と男性及び多様な性の共同参画基本条例	すみだ人権同和・男女共同参画事務所	15	8		53.3%
11	墨田区男女共同参画苦情調整委員会	墨田区女性と男性及び多様な性の共同参画基本条例	すみだ人権同和・男女共同参画事務所	3	1		33.3%
12	すみだ共生社会推進センター運営委員会	すみだ共生社会推進センター運営委員会設置要綱	すみだ人権同和・男女共同参画事務所	13	9		69.2%
13	墨田区いじめ問題調査委員会	墨田区いじめ防止対策推進条例	すみだ人権同和・男女共同参画事務所	0	0	教育委員会からの報告を受け、区長が必要と認める時区長が任命する委員をもって組織する（実績なし）	-
14	墨田区国民健康保険運営協議会	国民健康保険法	国保年金課	20	4		20.0%
15	墨田区協治（ガバナンス）まちづくり推進基金審査会	墨田区協治（ガバナンス）まちづくり推進基金条例	地域活動推進課	10	3		30.0%
16	墨田区スポーツ計画推進協議会	墨田区スポーツ計画推進協議会に関する要綱	スポーツ振興課	12	3		25.0%
17	墨田区産業振興会議	墨田区産業振興会議設置要綱	産業振興課	3	0	適任者がいないため	0.0%
18	墨田区優秀技能者選考委員会	墨田区優秀技能者表彰実施要綱	産業振興課	14	3		21.4%
19	民生委員推薦会	民生委員法	地域福祉課	11	4		36.4%
20	墨田区地域福祉計画推進協議会	墨田区地域福祉計画推進協議会設置要綱	地域福祉課	23	8		34.8%

	名 称	根 拠 法	担当課	委員 総数	女性 委員数	10%未満の場合の 理由	女性 割合
21	墨田区社会福祉法人設立認可審査委員会	墨田区社会福祉法人設立認可審査委員会の組織、運営等に関する要綱	地域福祉課	7	1		14.3%
22	墨田区災害弔慰金等支給審査委員会	墨田区災害弔慰金の支給等に関する条例	地域福祉課	8	3		37.5%
23	墨田区バリアフリー推進協議会	墨田区バリアフリー推進協議会設置要綱	地域福祉課	25	4		16.0%
24	墨田区障害者審査会	墨田区障害者審査会の定数等を定める条例	障害者福祉課	10	1		10.0%
25	墨田区障害者施策推進協議会	墨田区障害者施策推進協議会設置要綱	障害者福祉課	22	12		54.5%
26	墨田区地域自立支援協議会	墨田区地域自立支援協議会設置要綱	障害者福祉課	24	9		37.5%
27	墨田区介護認定審査会	介護保険法	介護保険課	120	46		38.3%
28	墨田区介護保険事業運営協議会	墨田区介護保険事業運営協議会設置要綱	介護保険課	25	9		36.0%
29	墨田区地域密着型サービス運営委員会	墨田区地域密着型サービス運営委員会設置要綱	介護保険課	10	5		50.0%
30	墨田区地域包括支援センター運営協議会	墨田区地域包括支援センター事業運営協議会に関する要綱	高齢者福祉課	17	8		47.1%
31	墨田区老人ホーム入所判定委員会	墨田区老人ホーム入所判定委員会設置要綱	高齢者福祉課	8	2		25.0%
32	墨田区特別養護老人ホーム入所検討委員会	墨田区特別養護老人ホーム入所手続要綱	高齢者福祉課	8	2		25.0%
33	墨田区公害健康被害認定審査会	公害健康被害の補償等に関する法律	保健予防課	6	0	医師会等から推薦された委員が全員男性であったため	0.0%
34	墨田区大気汚染障害者認定審査会	墨田区大気汚染障害者認定審査会条例	保健予防課	4	0	医師会等から推薦された委員が全員男性であったため	0.0%
35	墨田区公害健康被害診療報酬審査会	墨田区公害健康被害診療報酬審査会条例	保健予防課	5	1		20.0%
36	興行場法・旅館業法及び公衆浴場法運営協議会	墨田区興行場法・旅館業法及び公衆浴場法運営協議会条例	生活衛生課	0	0	委員については今後委嘱予定のため、現在は未定	-
37	墨田区保健衛生協議会	墨田区保健衛生協議会条例	保健計画課	30	5		16.7%
38	すみだ食育推進会議	すみだ食育推進会議に関する要綱	健康推進課	15	4		26.7%
39	墨田区がん対策推進会議	墨田区がん対策推進会議に関する要綱	健康推進課	13	7		53.8%
40	墨田区感染症診査協議会	墨田区感染症診査協議会条例	保健予防課	9	3		33.3%
41	墨田区子ども・子育て会議	墨田区子ども・子育て会議条例	子育て支援課	25	17		68.0%
42	墨田区保育園給食調理業務委託事業者選定委員会	墨田区保育園給食調理業務委託事業者選定委員会に関する要綱	子ども施設課	8	6		75.0%
43	墨田区要保護児童対策地域協議会	墨田区要保護児童対策地域協議会に関する要綱	子育て支援総合センター	72	31		43.1%
44	都市計画審議会	墨田区都市計画審議会条例	都市計画課	20	6		30.0%
45	墨田区まちづくり検討委員会	墨田区まちづくり条例	都市計画課	5	1		20.0%
46	墨田区景観審議会	墨田区景観条例	都市計画課	9	2		22.2%
47	建築審査会	建築基準法	都市計画課	5	1		20.0%

	名 称	根 拠 法	担当課	委員 総数	女性 委員数	10%未満の場合の 理由	女性 割合
48	墨田区地域公共交通活性化協議会	墨田区地域公共交通活性化協議会に関する要綱	都市計画課	37	3	要綱により、検討会構成員を組織の役職で指定しており、任意に選出等することはできないため	8.1%
49	建築紛争調停委員会	墨田区中高層建築に係る紛争の予防及び調整に関する条例	建築指導課	4	1		25.0%
50	墨田区防災会議	災害対策基本法	防災課	49	5		10.2%
51	墨田区生活安全推進協議会	墨田区安全で安心なまちづくり推進条例	安全支援課	31	4		12.9%
52	墨田区国民保護協議会	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律	安全支援課	49	5		10.2%
53	墨田区老朽建物等審議会	墨田区老朽建物等の適正管理に関する条例	安全支援課	7	1		14.3%
54	墨田区資源環境審議会	すみだ環境基本条例	環境政策課	20	6		30.0%
55	墨田区教育委員会の権限に属する事務の点検及び評価	墨田区教育委員会の権限に属する事務の点検・評価実施要綱	庶務課	0	0	基準日において、令和8年度委員の委嘱を行っていないため	-
56	墨田区学校給食協議会	墨田区学校給食協議会設置要綱	学務課	15	4		26.7%
57	墨田区就学相談委員会	墨田区就学相談委員会設置要綱	教育センター	0	0	基準日において、令和8年度委員の委嘱を行っていないため	-
58	墨田区立幼稚園就園指導委員会	墨田区立幼稚園就園指導委員設置要綱	学務課	11	7		63.6%
59	墨田区教育委員会いじめ問題専門委員会	墨田区いじめ防止対策推進条例	指導室	7	5		71.4%
60	すみだ学力向上推進会議	墨田区附属機関の設置に関する条例	すみだ教育研究所	0	0	基準日において、令和8年度委員の委嘱を行っていないため。	-
61	墨田区青少年問題協議会	地方青少年問題協議会法 墨田区青少年問題協議会条例	地域教育支援課	41	10		24.4%
62	文化財保護審議会	墨田区文化財保護条例	地域教育支援課	7	1		14.3%
63	墨田区図書館運営協議会	墨田区図書館運営協議会要綱	ひきふね図書館	0	0	基準日において、令和8・9年度委員の委嘱を行っていないため。	-
附属機関 地方自治法第202条の3（第138条の4）に基づく審議会等				963	289		30.0%

○根拠法欄に「印のある審議会等は、「墨田区附属機関の設置に関する条例」に基づくもの。

設置要綱などにより、長の私的諮問機関として設置されている審議会等（区職員のみで構成する委員会等を除く）

	名 称	根 拠 法	担当課	委員 総数	女性 委員数	10%未満の場合の 理由	女性 割合
1	すみだ北斎美術館資料収集委員会	すみだ北斎美術館資料収集委員会設置要綱	文化芸術振興課	3	0	適任者がいないため	0.0%
2	すみだ北斎美術館資料評価委員会	すみだ北斎美術館資料評価委員会設置要綱	文化芸術振興課	3	1		33.3%
3	墨田区文化財調査員	墨田区文化財調査員設置要綱	地域教育支援課	3	2		66.7%
4	明るい選挙推進協議会	墨田区明るい選挙推進協議会規約	選挙管理委員会事務局	14	3		21.4%
設置要綱などにより、長の私的諮問機関として設置されている審議会等				23	6		26.1%
+ + （都の報告値）				998	297		29.8%

【参考】 設置要綱などにより、長の私的諮問機関として設置されている審議会等（区職員のみで構成する委員会等）

	名 称	根 拠 法	担当課	委員 総数	女性 委員数	10%未満の場合の 理由	女性 割合
1	墨田区行政情報化推進本部	墨田区行政情報化推進本部設置要綱	ICT推進担当	30	1	委員の構成は役職によって決まっているため	3.3%
2	墨田区指名業者選定委員会	墨田区指名業者選定委員会設置要綱	契約課	11	1	委員の構成は役職によって決まっているため	9.1%
3	墨田区物品及び業者選定委員会	墨田区物品及び業者選定委員会設置要綱	契約課	6	0	委員の構成は役職によって決まっているため	0.0%
4	墨田区財産価格審議会	墨田区財産価格審議会要綱	財産管理課	10	1		10.0%
5	墨田区公有財産管理運用委員会	墨田区公有財産管理運用委員会要綱	財産管理課	10	1		10.0%
6	墨田区公金運用管理委員会	墨田区公金運用管理委員会設置要綱	会計管理担当	5	0	委員の構成は役職によって決まっているため	0.0%
7	墨田区環境基本条例推進本部	墨田区環境基本条例推進本部設置要綱	環境政策課	30	1	委員の構成は役職によって決まっているため	3.3%

【参考】 設置要綱などにより、長の私的諮問機関として設置されている審議会等（充て職のみで構成する委員会等）

	名 称	根 拠 法	担当課	委員 総数	女性 委員数	10%未満の場合の 理由	女性 割合
1	墨田区放置自転車対策協議会	墨田区放置自転車対策協議会設置要綱	土木管理課	15	0	要綱により、協議会構成員を組織または組織の役職で指定しており、任意に選出等することはできないため	0.0%
2	墨田区交通安全対策協議会	墨田区交通安全対策協議会設置要綱	土木管理課	28	1	要綱により、協議会構成員を組織の役職で指定しており、任意に選出等することはできないため	3.6%

女性割合は、小数点第2位を四捨五入している

第4章

「墨田区男女共同参画推進委員会評価」

凡例

【墨田区男女共同参画推進委員会による評価】

基本目標に対して 効果が	大きかった	S
	あった	A
	少しあった	B
	なかった	C

基本目標 1

人権と多様性が尊重されるまち すみだ

施策の方向(1)

男女共同参画意識を高めます

○ 評価基準 基本目標に対して効果が、S大きかった、Aあった、B少しあった、Cなかった

● 施策の方向

基本目標に対して効果が	評価理由等
A あった	基本目標1の施策の方向(1)については、めざす効果【ア】の「家庭・地域における男女共同参画の高揚」と、【ウ】の「性別等にかかわらない人権の尊重」を目標に、区報・区のホームページ・SNSや啓発講座・CATV・情報誌「すみなか」等を通じて、積極的に男女共同参画に関する情報発信を行っていること、および所管課評価についても「s」が2事業で、「a」が8事業であることをふまえて、第三者評価を「A」（効果があった）とした。今後も、上記のようなさまざまな媒体を活用することにより、男女共同参画に関するさらなる情報発信の充実を期待する。

● 課題別評価

課題	基本目標に対して効果が	評価理由等
固定的な性別役割分担意識の解消 [事業番号1～9*] (P.11～P.14)	A あった	課題 の「固定的な性別役割分担意識の解消」についての所管課評価は、「s」が2事業、「a」が4事業であり、前年度に比較して「s」が1事業減、「a」が1事業増であるが、めざす効果【ア】の「家庭・地域における男女共同参画の高揚」に向けての積極的な活動が展開されているため、第三者評価を「A」（効果があった）とした。 一方で、SNS（区公式X・フェイスブック・LINE）を活用して男女共同参画に関する情報発信を行っていることは、現在の情報社会において評価すべき取り組みであり、今後もこうしたSNSによる情報発信をさらに充実させていくことを期待する。
家庭・学校・地域における男女平等教育・学習の充実 [事業番号10～19*] (P.15～P.16)	A あった	課題 の「家庭・学校・地域における男女平等教育・学習の充実」についての所管課評価は、前年度と同様に4事業すべてが「a」であり、めざす効果【ウ】の「性別等にかかわらない人権の尊重」を目標にした、教材、進路指導、協議会・研究会、意識啓発といったさまざまな取り組みにより、積極的に男女共同参画に関する情報発信を行ったことで、一定の効果が認められるため、第三者評価を「A」（効果があった）とした。 今後も、性別にかかわらず、一人一人の個性や能力が十分に発揮することができるよう、行政の立場から継続的な支援の取り組みを展開してもらいたい。

基本目標 1	人権と多様性が尊重されるまち すみだ
施策の方向(2)	多様な性を理解し、人権を尊重する 社会づくりを進めます

○ 評価基準 基本目標に対して効果が、S大きかった、Aあった、B少しあった、Cなかった

● 施策の方向

基本目標に対して効果が	評価理由等
S 大きかった	人権尊重意識の啓発と情報発信にかかる事業、および定例的な機会の活用により、区民と関係者が同情報に接触する頻度が拡充した。また、多様な性の理解啓発についての地道な活動は、多世代の区民、区職員・関係団体など多側面からの啓発活動が検討され、また直接的な支援に繋がりを評価する。

● 課題別評価

課題	基本目標に対して効果が	評価理由等
人権尊重意識の啓発と適切な情報発信 [事業番号20～29*] (P.17～P.18)	S 大きかった	区報へのコラム記事掲載と特集号、区ホームページに「人権感覚」冊子作成と活用、啓発講演会の開催など、区民の意識啓発に向けた企画は充実していた。また、区職員への周知と適切な対応により、区職員内の差別事象の発生を抑止する組織風土の醸造が観察された。
多様な性の理解促進 [事業番号30～32] (P.19～P.20)	S 大きかった	人権感覚冊子・パンフをはたちの集いや中学卒業式での多数の配布、墨田区民の集会時での多様な性のあり方の理解に関する積極的な啓発活動により、多数の区民へ直接、情報が提供された。区職員向けに性自認、多様な性的志向の尊重についての研修活動が定例的に実施され、また委託事業「にじいろカフェ」での当事者関係者の交流会など多面的な企画活動の成果は評価する。
性的マイノリティへの支援 [事業番号33～37*] (P.21)	A あった	性的指向、性自認に関する専門家による「すみだにじいろ相談」の周知と利用のしやすさを配慮した活動の工夫により、徐々に利用者数が増加しつつある。また、パートナーシップ宣誓制度についても、事実婚関係者も含めた宣誓制度利用者が増加している。同制度活用に関連する調査の情報整理による、直接的資料の活用が期待される。

基本目標 1

人権と多様性が尊重されるまち すみだ

施策の方向(3)

男女共同参画の視点で地域力を高めます

○ 評価基準 基本目標に対して効果が、S大きかった、Aあった、B少しあった、Cなかった

● 施策の方向

基本目標に対して効果が	評価理由等
A あった	課題 「地域における男女共同参画意識の啓発」については、それぞれ事業計画に基づいた活動が開催され、数値目標をクリアしており、今後の事業継続の必要性もあるため([事業38]小地域福祉活動、[事業41]定年後の社会貢献意識の向上、[事業42]男性の社会貢献意識の向上)、効果は「S大きかった」と評価する。 課題 「防災・防犯講座等の実施や避難所運営体制の構築」の2事業については、男女共同参画の視点を取り込まれており「Aあった」と評価する。 本施策の方向において、評価対象となる5事業に対する効果は「Aあった」と評価する。

● 課題別評価

課題	基本目標に対して効果が	評価理由等
地域における男女共同参画の推進 [事業番号38～42] (P.22～P.23)	S 大きかった	事業計画と数値目標も達成しており、今年度、新たに開設した新たに開設した交流拠点や活動団体もあることから、効果はあったと評価する。[事業38] 目標数値のイベント参加延べ人数には達しなかったが、定年後の社会貢献意識向上は寄与していると考えられる。ただ男性参加者割合が15.6%ということから、今後はイベント開催だけでなく男性の地域活動参加しやすい仕組みづくりを期待したい。[事業41] 事業計画より活動は減少しているが、男女区別なく現役リタイヤ後の社会貢献活動意識を養っていることから、必要な事業と評価する。[事業42] 個別課題評価としては「S大きかった」と評価する。
防災・防犯における男女共同参画の推進 [事業番号43～45] (P.24)	A あった	防災課の女性職員や女性防災士が増えたことにより、避難所運営に女性の視点を積極的に取り入れていることから、効果はあったと評価する。しかし、今年度は2人の増加であることや、各部会の部長は全員男性とのことなので、今後女性の部会長の起用をお願いしたい。[事業43] 災害時の男女の役割を男女共同参画の視点を取り入れていることから効果はあったと評価する。ただし、せっかく意義のある講座内容でも年2回計35名の参加者で区民への意識啓発とは言えないのではないかと。区の公式YouTube等でのアーカイブ配信などを考えていただきたい。[事業45] 個別課題評価としては「Aあった」と評価する。

基本目標 2	性別等にかかわらず誰もが輝き、ともに活躍できるまち すみだ
施策の方向(1)	ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)を推進します 【女性活躍推進計画】

○ 評価基準 基本目標に対して効果が、S大きかった、Aあった、B少しあった、Cなかった

● 施策の方向

基本目標に対して効果が	評価理由等
A あった	本政策の方向において、評価対象となる10事業に対して所管課評価は「a: 予定した効果を発揮した」が9事業、「b: 課題が残る」が1事業で、私も同評価であった。この基本目標・課題は実績の数字を評価するのではなく、いかに継続できるかを考えた評価をする内容であるので、引き続き、さらなる区民・事業者に寄り添った活動をすることに期待する。

● 課題別評価

課題	基本目標に対して効果が	評価理由等
誰もが共に担う子育てへの支援 [事業番号47～58*] (P.25～P.28)	A あった	父親の育児支援講習については、事業実施目標より少なかったが参加数は変わらず、活動実績については評価に値する。次年度は土曜日のみ開催として平日廃止の影響は不明であるが、対象を経産婦に拡充するなど効果が期待される。[事業47] 男性の子育て支援講座は参加数が増加し、周知方法等を変えたのか今後も継続開催を期待する。[事業48] 妊娠初期の面談による専門的助産支援は約2,500名と多数で変化はないが、妊娠届出数における実施率の把握が期待される。中東情勢の悪化や物価上昇もあり、育児パッケージの増額は予算が増えるが継続を希望する。[事業番号49] 公立学童クラブ3施設新設による拡充目標は評価に値し、待機児童ゼロ名の実績を期待する。[事業50] 家庭の緊急時一時保育は利用件数目標は未達であるが、相談案件すべてに支援対応できたことは評価する。[事業51]
誰もが共に担う介護(介助)への支援 [事業番号59～65*] (P.29～P.30)	A あった	男性による介護や認知症家族支援教室については多数回の開催と参加者があり、そのうち男性の参加率は約30%と少ない傾向が続くが、概ね予定した事業内容・回数を達成するなど継続開催に意味があり高く評価する。[事業59] 緊急一次介護など介護をする方への生活の一助となる事業、介護費用の助成等継続支援の拡充を期待する。[事業60] 高齢者の介護相談案件は多数寄せられているので、引き続き寄り添った活動を期待する。[事業62]
ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の推進 [事業番号66～70*] (P.31～P.32)	A あった	区民、事業者向けのライフワークバランスに関するセミナーが計画どおり実施できた。今期はアドバイザー派遣事業がなくなった分、セミナー回数を増やして実施し、啓発テーマを拡充したことは評価する。[事業66] 本年度アドバイザー派遣実績がなく、本派遣事業は廃止し冊子作成配布等に事業変更をしたが、要望があった時は派遣できる体制整備は継続が期待される。[事業68]

基本目標2	性別等にかかわらず誰もが輝き、ともに活躍できるまち すみだ
施策の方向(2)	性別等にかかわらず誰もがいきいきと働けるよう 支援します 【女性活躍推進計画】

○ 評価基準 基本目標に対して効果が、S大きかった、Aあった、B少しあった、Cなかった

● 施策の方向

基本目標に対して効果が	評価理由等
B 少しあった	評価対象の5事業は、所管課評価はいずれも「a」評価であった。 区職員向けの取組は、キャリアアップ研修等が継続実施され参加者も増加している一方、女性管理職の割合は目標22%に届かず、昇任試験の女性受験者数も伸び悩んでおり、受験・昇任の促進につながる目標設定や施策の工夫が望まれる。 区民向けの取組は、相談件数の増加や高い満足度など区民ニーズに応える成果がみられた一方、満足度を毎年度把握しづらい事業や利用者数が減少傾向の事業もあり、成果を測れる目標設定と利用促進の工夫を図り区民サービスの向上に繋げてほしい。 各事業とも着実に取り組まれている一方、数値目標と成果の結びつきをもう少し見えやすくできると、効果がさらに伝わりやすくなる。こうした点も踏まえて評価を行った。

● 課題別評価

課題	基本目標に対して効果が	評価理由等
働く場での女性の活躍推進 [事業番号71～81*] (P.33～P34)	A あった	各事業とも現場の取組みは着実に実施されていることを評価する。 キャリアアップ研修は目標を上回り参加者も増加[事業72]、保育コンシェルジュも相談件数が前年度比約18%増[事業74]と、活動面の実績は評価できる。一方で、女性の活躍推進という基本目標に照らすと、成果がもう少し見えやすくなるという。 研修が女性の受験・昇任にどうつながったかが示されると効果が明確になり[事業71・72]、満足度が5年に1度の調査によるため各年度の状況が不明である[事業74]。 着実な取組みは評価しつつ、次期に向けては、女性の昇任試験の受験勧奨につながる施策を目標に据えること[事業71・72]、毎年度の効果測定が可能な目標値に見直すこと[事業74]など、成果を測れる指標への工夫が期待される。
就業における男女共同参画の推進 [事業番号82*～86] (P.35)	B 少しあった	就労に関する意識啓発は、参加者10名と少人数ながら満足度が高く、丁寧な運営がうかがえる。ただし数値目標が「前回参加者数以上」とされ、前年参加者数より基準が下がっているため、達成の評価がしづらい面がある。目標の置き方を見直すとともに、参加者を広げる周知・集客の工夫が望まれる。[事業84] 就職相談コーナーは、就職者数が目標30名に対し26名と未達で、利用者・就職者数とも減少傾向にある。減少理由として労働市場の好転や相談機関の多様化といった外部要因が示され、状況としては理解できる。一方で、こうした環境変化を踏まえた利用促進や女性の就労支援の工夫が、次年度に向けて期待される。[事業86] 両事業とも丁寧に取り組まれている様子がうかがえるが、成果面での課題が残る。

基本目標 2	性別等にかかわらず誰もが輝き、ともに活躍できるまち すみだ
施策の方向(3)	意思決定過程への女性の参画を進めます 【女性活躍推進計画】

○ 評価基準 基本目標に対して効果が、S大きかった、Aあった、B少しあった、Cなかった

● 施策の方向

基本目標に対して効果が	評価理由等
B 少しあった	基本目標2の施策の方向(3)は、課題「審議会等への女性委員の任用促進と公募制の拡大」のみであり、この課題に関する所管課評価は「a」であるが、各種審議会・委員会への女性委員任用比率が前年度比 1.3ポイントの31.2%へと減少したことをふまえ、第三者評価を「B」とした。 墨田区ではこれまで長い間、各種審議会・委員会の女性委員の割合を30%にするという目標をめざしてきたが、なかなか30%の水準を達成することができず、ようやく前年度に30%を大きく上回った(32.5%)にもかかわらず、令和7年度は逆に減少に転じてしまったことは非常に残念であり、来年度以降は新たな目標の40%の早期実現に向けて、積極的な女性登用の呼びかけを行ってほしい。

● 課題別評価

課題	基本目標に対して効果が	評価理由等
意思決定過程への女性の参画促進 [事業番号87～89*] (P.36)	B 少しあった	上記のように、前年度(令和6年度)は各種審議会・委員会への女性委員任用比率が2.7ポイント上昇して、ようやく30%を上回り(32.5%)、新たな目標の40%に向けて第一歩を踏み出したにもかかわらず、令和7年度は逆に31.2%へと1.3ポイントも減少してしまったが、それでも何とか30%の水準は維持したことをふまえ、第三者評価を「B」とした。しかしながら、新たな目標は40%に設定されているので、それに向けて、関係部署に対する女性登用の働きかけのみならず、従来の「あて職」や「定員」の見直し、さらには「公募制」の導入を検討してほしい。 その一方で、数値目標を「令和10年度までに審議会等の委員割合が男女ともに40%以上」のみならず、「少なくとも昨年度の女性委員引用状況が30%を下回らない」としているのは非常に消極的と言わざるを得ず、来年度は「少なくとも33%を下回らない」くらいの数値目標を設定すべきであろう。

基本目標 3	あらゆる暴力を許さず、心と身体が健やかに過ごせるまち すみだ
施策の方向(1)	あらゆる暴力の根絶のための施策を進めます 【DV防止基本計画】

○ 評価基準 基本目標に対して効果が、S大きかった、Aあった、B少しあった、Cなかった

● 施策の方向

基本目標に対して効果が	評価理由等
S 大きかった	本施策の方向において評価対象となる9事業に対する10の所管課による評価は「s」(2件)・「a」(8件)だった。 もっとも、各種啓発活動を継続的に実施していることは率直に評価すべきである。今後は配布物の二次元コードからの着地数の測定や、実施会場の簡易ヒアリングなど、実現可能な方法で啓発活動の効果測定も試みてほしい。また、相談・支援体制の構築も、件数の増減にかかわらず、多様な相談窓口を整え、個々の相談に対し迅速に支援を実施することに意義がある。以上に加え、本年度は、配偶者暴力相談支援センター(「配暴センター」)開設という大きな制度的進展があったため、施策の方向全体としては大きな効果があったと判断してS評価とした。 近時のDV防止法改正の趣旨も踏まえ、今後は、あらゆる態様の暴力や虐待、特に児童虐待を伴うなど複数機関にまたがり見逃されやすい事案を見逃さないように、配暴センターを中核として、関係機関が相互に「必要な情報を、必要な範囲で、迅速に」共有できる体制の構築に努めていただきたい。次年度評価にあたっては、その取組状況について具体的に報告していただくことを期待する。

● 課題別評価

課題	基本目標に対して効果が	評価理由等
配偶者等からの暴力(DV)の防止・早期発見・被害者支援 [事業番号 90～100*] (P.37～P.40)	S 大きかった	思春期を迎える児童・生徒に対してDVが重大な人権侵害であることについて理解を図ることは重要である。数値目標である区立中学校4校での出前講座を実施したことを評価する。今後も着実に実施回数を重ねることを期待する。[事業90] 相談者が困ったときに相談し、支援を受けられる受皿を用意することが重要である。相応の件数の相談及び支援を実施していることを評価する。デジタルDVなど社会状況に応じた相談にも適切に対応できるように担当者の研修等を工夫してもらいたい。また、他機関との連携を緊密に行い、支援の漏れを少なくするように努めていただきたい。[事業91、94、95] 配暴センターが開設され、DV相談専用ダイヤルが開設された。潜在化・長期化しやすいDVを防止するためのハブとなるように、配暴センターの役割・機能の充実を期待する。[事業98]
男女共同参画社会を阻害するあらゆる暴力の根絶 [事業番号 101～112*] (P.41～P.43)	A あった	若年層への啓発は重要である。啓発ステッカーにデジタルDV(「スマホをチェックされる」)が記載されていることは評価できる。GWや夏休み等、時宜に応じて周知することは有効な方法だと思われる。[事業101] 教育現場におけるハラスメント防止を徹底するためには、研修の実施は重要である。新規採用後、一定期間毎に研修を受ける体制を検討してもらいたい。[事業104] 相談件数は多くなくとも、窓口を整えることに意義がある。顕在化しない暗数を少しでも多く拾い上げられるように、相談窓口の周知に一層努めていただきたい。[事業106] 相当の件数の相談に対応した。深刻な事案を見逃さないように、担当者のさらなる研鑽(さん)と他機関との連携強化に努めてもらいたい。[事業107]

基本目標 3	あらゆる暴力を許さず、心と身体が健やかに過ごせるまち すみだ
施策の方向(2)	心と身体を尊重する社会づくりを進めます

○ 評価基準 基本目標に対して効果が、S大きかった、Aあった、B少しあった、Cなかった

● 施策の方向

基本目標に対して効果が	評価理由等
S 大きかった	昨年と比較すると、実施された施策の内容変更や場所、回数や効果についてライフスタイルの変化に伴い新たな試みを工夫しているのだと大変評価できる。子育て支援・女性のライフステージ別の心の健康支援は続けてほしい。

● 課題別評価

課題	基本目標に対して効果が	評価理由等
生涯を通じた健康支援 [事業番号 113～122] (P.44～P.48)	S 大きかった	広報を活用100%しており[事業113]、思春期講演のオンデマンド配信視聴数が増加している[事業114]。 妊産婦の喫煙防止推進がされており[事業115]、将来の母子の健康支援に、企業との関わりなども期待ができる[事業117]。 がんの早期発見受診者集数が増加している。[事業119] 女性のライフステージ別心の健康相談実施は、心の健康支援につなげることができた。[事業122] 新しい取り組みである思春期講演会のオンデマンド配信は視聴回数に一定の効果と今後の可能性がうかがえる。[事業114] 女性の心の健康支援はライフスタイルやライフステージの多様化に伴い、支援もまた多岐にわたる。住みよい街づくりには大変重要な施策だと思う。今後も引き続き実施してほしい。[事業122] SNSを活用した広報やフィードバックはシニア層(50代60代)に対して重要であり必要と思われる。引き続きの活用をお願いしたい。 以上を踏まえS評価とした。

基本目標 3	あらゆる暴力を許さず、心と身体が健やかに過ごせるまち すみだ
施策の方向(3)	誰もが安心して暮らせる環境の整備を進めます

○ 評価基準 基本目標に対して効果が、S大きかった、Aあった、B少しあった、Cなかった

● 施策の方向

基本目標に対して効果が	
A あった	課題 「経済的な困難を抱える人への支援」については、事業計画に沿った事業が実施され、年間の実施状況の数値も効果があったものと考えられ、「Aあった」と評価する。 課題 「高齢、障害、国籍等による多様な困難を抱える人が安全・安心に暮らせる環境づくり」は、継続して行う事業が多いが、常に新しい環境や社会的ニーズに対応するように事業を改変することが必要だと判断されるため「B少しあった」と評価する。 本施策の方向において、評価対象となる6事業に対する総合効果は「Aあった」と評価する。

● 課題別評価

課題	基本目標に対して効果が	
経済的な困難を抱える人への支援 [事業番号 123*～132*] (P.49)	A あった	給付件数の増加が望ましい状況とは言えないが、本事業の必要性は高いと考えられる。パンフレットや手続きにおいて性別にとらわれない表現に変更したり男女共同参画の視点にも配慮しており、効果はあったと評価する。[事業125] 受給者数は減少傾向ではあるが、ひとり親家庭の生活の安定や自立に寄与しており、効果はあったと評価する。受給者減少の理由が、近年の物価や賃金・家賃の上昇だとすると、社会環境に対応した受給限度額の見直しも必要と考える。[事業126]
高齢、障害、国籍等による多様な困難を抱える人が安全・安心に暮らせる環境づくり [事業番号 133*～147*] (P.50～P.51)	B 少しあった	翻訳アプリなどで対応できる現在、英語と中国語のみの相談対応は時代遅れだと思われる。又、数値目標で年24件(月2件)はあまりにも少なすぎると言わざるを得ない。時代のニーズに合わない事業は見直しも必要かと思われる。[事業137] 介護サービスを提供する事業者に対しての人権研修を継続することは意義のあることなのであったと評価する。現在の数値目標のアンケートの満足度60%を見直し、それ以外(例えば、介護事業者へのクレーム件数の減少など)に定めることも必要ではないか。[事業138] 墨田区バリアフリーマップの更新や助成金手続きの流れを刷新したりと事業への認知度の向上に努めている。ただし、目標数値4件のところ実績0なのは事業者が知らないからか、ニーズとマッチしていないのか、どこに問題があるのか検証が必要と考える。[事業139]

基本目標 1～3

総括評価

基本目標に対して効果が

A あった

1. 総括評価:

男女共同参画推進委員会は、墨田区男女共同参画推進プランの基本3目標、施策9方向、18課題についての所管課による自己評価に基づいて、第三者評価を行い、「計画事業の実施・進捗」と「男女共同参画視点の充実」、「区民反応の把握」等に関して協議を行った。その結果、各所管課の事業は、第6次推進計画の基本目標に「効果があり」(A)との総括評価に至った(表参照)。

基本目標	評価事業数	所管課自己評価				課題別評価数	推進委員会評価部会評価				
		s	a	b	c		S	A	B	C	総括
1 人権と多様性が尊重されるまち	24	2	22	0	0	7	3	4	0	0	A
2 性別等にかかわらず誰もが輝き、ともに活躍できるまち	16	0	15	1	0	6	0	4	2	0	
3 あらゆる暴力を許さず、心と身体が健やかに過ごせるまち	21	2	18	1	0	5	2	2	1	0	
計	61	4	55	2	0	18	5	10	3	0	

s 計画どおり実施・予定を上回る効果	S 効果が大きかった
a 計画どおり実施・予定した効果	A 効果があった
b 課題が残る	B 効果が少しあった
c 計画どおり未実施	C 効果がなかった

2. 評価方法:

所管課(延べ61部署)は、令和7年度全体事業数153事業のうち58事業(61件)を評価対象として、各項目(めざす効果・事業内容・事業計画・男女共同参画の視点に基づいた目標・実施状況・男女共同参画の視点での工夫・評価理由・次年度計画)の評価様式を用いて自己評価を行った。推進委員会は、基本目標と課題ごとに効果と、所管課によるその理由説明について協議し総合評価を行った。

なお、第6次プランを踏まえて、所管課評価では主に事業実施計画の進捗に関する評価の視点であり、推進委員会では、事業実施による基本目標の実現に向けた効果についての段階評価を用いた。

3. 評価結果:

所管課では、s(予定を上回る効果)4件(6.6%)、a(予定した効果)55件(90.2%)、b(課題が残る)2件(3.2%)であり、a以上は96.7%と、概ね昨年同様に事業計画の進捗と実績について自己評価をした。

推進委員会は、基本3目標の「施策の方向」9件中、S(効果大)3件(33.3%)、A(効果あり)4件(44.4%)、2件(効果少しあり)で、A以上は7件(77.8%)と協議評価に至った。さらに、施策課題別評価対象18件中15件(83.3%)でA(効果あり)、またはS(効果大)と評価し、所管課自己評価を総合的に支持するものである。

4. 講評:

所管課実績については上記のように第6次プランを踏まえて概ね事業進捗と効果が支持されるものであるが、以下、特にS段階とB段階評価事業の概要について示した。

(1) 事業進捗として評価された点について

1) 人権尊重意識に関する啓発事業については、多様なメディア(区報・ホームページ・SNS 他)を活用した情報発信により、区民に広く周知された。啓発冊子の発行や区民参加型の意識啓発講座の開催、さらに当事者の定例的交流会などの啓発活動が実施され、関係者の直接的支援に繋がる事業など人権尊重の社会作りへの効果が見られた(目標1)。

2) 多様な性の理解に向けて、思春期から区民の各年代を対象とした権感覚冊子の配布などの啓発活動や、区職員向けの定例的な研修会、専門家による当事者相談会などが実施された。令和5年度開始の墨田区パートナーシップ宣誓制度に関する事業では、事実婚関係者にも宣誓制度が活用され、高く評価される(目標1)。

- 3) 地域における男女共同参画の推進については、地域ごとの交流拠点等の新規開設があり、定年退職者のイベント参加促進など、男性を含めた定年後の社会活動参加・貢献意識向上への寄与が評価された(目標 1)。
- 4) あらゆる暴力の根絶のための施策の推進については、思春期児童・生徒への DV 防止・早期発見・予防に向けた中学校への出前講座の定期的実施と、「配偶者暴力相談支援センター」の開設による制度的進展が見られた。ワンストップでの相談対応体制が構築され、潜在化・長期化しやすい DV 予防のハブとしての機能拡充が期待される。相談者への関連機関と連携した支援など、DV 防止と性別にかかわらず人権が尊重され健やかに過ごせるまちづくりに効果を認めた点は評価される(目標 1,2,3)。
- 5) 墨田区施策としてのハラスメント講習の実施や、子育て支援に関する虐待相談の利用実績が延べ 15,000 件以上と利用者は多く、墨田区の独自性を発揮した事業実績は評価される。(目標 3)
- 6) 思春期講演会のオンデマンド配信は、視聴回数に一定の効果と拡充がみられた。女性のライフスタイルの多様化に伴い、ライフステージ別の心と身体への健康支援の要請が予測される。がんの早期発見事業の検診受診者数の増加、さらに、妊産婦の喫煙防止促進やリプロダクティブ・ヘルスの理解に関わる保健センター事業の推進の取組について、生涯を通じた健康支援としての施策と事業参加者の増加は心と身体を尊重する社会作りに貢献するものと評価された。
- その他、子育て相談と母子と妊産婦の健康支援など、墨田区在住の妊娠期・周産期・産後の健康管理と保健衛生に関する知識啓発と支援については利用者が多く、老年期までの心と身体への支援に関する定常的事業は評価される(目標 1,2,3)。
- 7) 防災・防犯事業に関して、防災士女性 46 人と増加傾向にあり、避難所運営体制での女性支援者は女性に必要な固有の備蓄品や避難時状況への対応を取り入れた観点で評価できる。今後、過去の多大な被災経験を踏まえた墨田区の固有の積極的取組みなど具体的評価内容について記載されたい(目標1)。

(2) 今後、改善が期待される点について

- 1) 意思決定過程への女性の参画の推進については、各種審議会・委員会の女性委員の割合は一昨年度 2.7 ポイント上昇した(32.5%)。しかし、令和 7 年度は 30%を維持したものの 1.3 ポイント減少など、目標である 40%達成に向けて改善が期待される。これまでの委員会提起と同様であるが、組織ごとのあて職や新規に女性委員定員の見直しの他、組織への委員推薦依頼時に墨田区の「意思決定過程への女性の参画推進」の基本方針の主旨の記載、公募制の導入などを検討され、積極的な女性登用を期待するものである。また、区職員における女性管理職任用割合(目標率 22%)について、令和 7 年度実績は 14.3%と目標率に届いていない。意思決定過程への女性の参画促進にむけて、職場内での意識改革や環境整備などの体制化が引き続き期待される。
- 2) 高齢、障害、国籍等による多様な困難をかかえる区民の環境づくりについては、墨田区では多様な在住外国籍相談者が来所利用しており、区では相談窓口の合理的配慮のサービスを整備しているものの、翻訳言語を中国語と英語に限定している。公共施設・公共インフラ利用時に、「音声文字変換翻訳アプリ」を利用したサービスが整備されている社会状況から、言語の種類に制約されない相談事業の実施が期待される。また、利用者数目標が 24 件と少ない事業規模など、社会状況に応じた事業の見直しが期待される。
- 3) 墨田区バリアフリーマップの更新や、区内企業等のバリアフリー助成金利用案内の刷新など認知度の向上に向けた事業推進がされ、民間施設でのバリアフリー設備について事業予算がついているが応募者はなく活用されていない。民間事業所による利用には助成金の周知に加えて、民間レベルでの設備改修の目標や効果・意識啓発などの働きかけと、PR などの拡充が期待される。どこに問題があるのか検証が必要といえる。
- 4) 就業における男女共同参画の推進については、就労に関する意識啓発事業への参加者の満足度は高く、所管課企画の充実が評価される。しかし参加者が 10 名と少なく、今後、一層の事業の拡充が期待される。
- 5) 就業における男女共同参画の推進について、就職相談コーナーの設置により女性の就労・再就職など、事業効果が報告された。しかし、昨年度の就業者実績は目標人数(30 名)に僅かに達せず、労働市場の好転や相談機関の設置など外部要因が勘案されるものの、環境変化を踏まえた利用促進の支援拡充が期待される。

6)令和 8 年 4 月 1 日現在、区議会議員における女性議員の割合は、36.7%と 30%をこえているものの、行政委員会・付属機関・各種審議会の女性委員割合は 29.8%と僅かに減じた。令和 6 年度と比べ、令和 7 年度に委員会・審議会委員の女性委員割合は増加傾向を示すものの、人口比率からは意思決定過程への女性参画と活躍に向けた一層の体制づくりが期待される。

7)所管課事業評価は、当委員会提案のフォーマットに則して記載いただき、具体的な事業目標と実績評価が示された。しかし、啓発的事业や研修会開催などで定例的計画が組まれている事業の改善に関する量的評価や進捗は理解が容易ではない。所管課として、男女共同参画の視点での評価段階などを独自に設定して、経年的な進展を表す工夫を検討いただきたい。